

令和3年1月19日
【消費者庁】

【概要書】

国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（令和2年7月1日から同年12月31日まで）について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

国民生活安定緊急措置法の施行状況報告について

1. 概要

この報告は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第28条の規定に基づく、令和2年7月1日から同年12月31日までの期間における、この法律の施行状況に関する報告である。

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）（抄）
（国会への報告）
第二十八条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

2. 国民生活安定緊急措置法の施行状況

国民生活安定緊急措置法の令和2年7月1日から同年12月31日までの期間における同法の施行状況は以下のとおり。

○ 衛生マスク、消毒等用アルコールの譲渡の禁止の解除

国民生活安定緊急措置法第26条第1項の規定に基づき、令和2年7月1日現在で、同項の生活関連物資等として衛生マスク及び消毒等用アルコールが指定されており、一定の要件の下でその譲渡が禁止されていた。

衛生マスク及び消毒等用アルコールについては、需給のひっ迫が改善されるなど、国民生活安定緊急措置法の規定による指定の要件に該当しなくなったことから、当該指定を解除するため国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第254号）を制定した。同政令は、令和2年8月28日に公布、同月29日から施行され、衛生マスク及び消毒等用アルコールは、生活関連物資等としての指定が解除された。

3. 今後の予定

令和3年1月19日（火）

閣議

〃

国会報告（資料配布）